

秋田県賃貸住宅供給促進計画

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、秋田県賃貸住宅供給促進計画を以下のとおり定める。

1. 秋田県内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

(1) 住宅確保要配慮者の範囲

住宅確保要配慮者は、法第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定める者^{※1}及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号）第 3 条第 1 号から第 12 号までに定める者^{※2}のほか、同条第 13 号の規定に基づき、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 妊娠している者又はその配偶者
- イ 配偶者を得て 5 年以内の者
- ウ 海外からの引揚者で本邦に引き上げた日から起算して 5 年を経過していない者
- エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- オ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当する者
- カ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する児童養護施設を退所しようとする者又は同施設を退所して 5 年以内の者
- キ LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）
- ク 県外に住所を有する者で県内に住所を変更しようとする者又は県外に住所を有していた者で県内に住所を変更して 3 年以内の者
- ケ 法及び施行規則に定める住宅確保要配慮者並びに上記アからクに掲げる者に対して必要な生活支援等を行う者

※1 法第 2 条第 1 号から第 5 号までに定める者

- ・ 低額所得者
- ・ 被災者（発災後 3 年以内）
- ・ 高齢者
- ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者
- ・ 子ども（高校生相当以下）を養育している者

※2 施行規則第 3 条第 1 号から第 12 号に定める者

- ・ 外国人
- ・ 中国残留邦人
- ・ 児童虐待を受けた者
- ・ ハンセン病療養所入所者
- ・ DV（ドメスティックバイオレンス）被害者
- ・ 北朝鮮拉致被害者

- ・ 犯罪被害者
- ・ 生活困窮者
- ・ 更生保護対象者
- ・ 刑の執行等のため矯正施設に収容されていた者
- ・ 困難な問題を抱えた女性
- ・ 著しく異常かつ激甚な非常災害により被害を受けた者

(2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

① 公的賃貸住宅

住生活基本法第17条第1項の規定に基づく秋田県住生活基本計画（平成29年3月）に定められた公営住宅の供給の目標量を踏まえ、市町村と連携し、公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給する。

② 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅

地域における空き家・空き室を有効活用し、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給の促進を図る。

2. 目標を達成するために必要な事項

(1) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

秋田県住生活基本計画を踏まえ、既存の公的賃貸住宅ストックを有効に活用するとともに、市町村との連携の下で推進する。

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

市町村・賃貸住宅管理業者・宅地建物取引業者及び居住支援を行う団体等で構成される居住支援協議会の設置・活動を支援するとともに、秋田県居住支援協議会の活動を推進し、住宅セーフティネット制度について継続的に周知する。

(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

既存の公営住宅ストックについて、誰もが安全で安心して生活できるための改修を図る。また、民間賃貸住宅の適切な維持管理、計画的な修繕の実施について、賃貸人・賃貸住宅管理業者に対して普及啓発を図る。

3. 計画期間

平成30年度から令和8年度までの9年間とする。